

環境保全型農業直接支払交付金における「有機農業」の取組の支援対象作物について

(令和3年度更新)

環境保全型農業直接支払交付金における「有機農業」の取組の支援対象は、通常の営農管理において化学肥料・化学合成農薬を使用している作物（「和歌山県特別栽培農産物の認証基準」にて慣行基準値が設定されている作物）です。
ただし、本県で慣行基準値の設定のない下記の作物についても、通常の営農管理において化学肥料・化学合成農薬を使用しており、有機農業の取組における支援対象になると判定しましたので公表します。

| |
|-----------|
| そらまめ |
| オクラ |
| えだまめ |
| だいず |
| オランダえんどう |
| ズッキーニ |
| さといも |
| うこん |
| わけぎ |
| ハーブ類 |
| アボカド |
| いんげんまめ |
| さんしょう |
| 万願寺とうがらし |
| なばな（なのはな） |
| ミニトマト |
| ばれいしょ |
| かぼちゃ |
| のらぼう菜 |